

(別紙1)

No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	家事労働者が労働基準法、労災保険の適用を受けられることを確認して受け入れるべき。	本意見募集は、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関する指針の一部改正する件（案）」を対象とするものです。 なお、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業では、外国人材を家事サービスを提供する企業等との雇用契約に基づき受け入れることとしており、労働基準法及び労災保険制度を適用するものとしています。
2	外国人の身元や犯罪歴を確認できる仕組みが必要。また、特定の業務に限定して受け入れるとしている条件について、徐々に緩和されない仕組みも必要と考える。	本意見募集は、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関する指針の一部改正する件（案）」を対象とするものです。御意見は今後の参考とさせていただきます。
3	日本人の雇用が奪われるため、外国人の受入れ拡大には反対。	本意見募集は、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関する指針の一部改正する件（案）」を対象とするものです。御意見は今後の参考とさせていただきます。
4	外国人が求める家事支援人材は日本での経験年数は関係ないのではないかと。	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業においては、日本人の利用世帯に対する家事支援活動も行われており、日本における家事支援の高い技能を持つ人材が延長の対象となります。